

令和3年6月16日
(水曜日)

令和3年 第4回幌延町議会 (定例会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第1号 令和2年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 報告第2号 令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 8 報告第3号 有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について
- 9 報告第4号 株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について
- 10 議案第1号 町道の認定について
- 11 議案第2号 幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第3号 幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第4号 幌延町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第5号 令和3年度幌延町一般会計補正予算（第1号）
- 15 議案第6号 令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第7号 令和3年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第8号 令和3年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 発議第1号 幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 19 発議第2号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
- 20 発議第3号 閉会中の継続調査について
- 閉会宣告

本日の会議の順序

		町民憲章朗誦	日程第10	議案第1号
日程第1		開会宣告及び開議宣告	" 11	議案第2号
"	2	会議録署名議員の指名	" 12	議案第3号
"	3	諸般の報告	" 13	議案第4号
"	4	行政報告	" 14	議案第5号
日程第5		一般質問		休憩宣告
		休憩宣告		開議宣告
		開議宣告	日程第15	議案第6号
日程第6		報告第1号	" 16	議案第7号
"	7	報告第2号	" 17	議案第8号
"	8	報告第3号	" 18	発議第1号
"	9	報告第4号	" 19	発議第2号
		休憩宣告	" 20	発議第3号
		開議宣告		閉会宣告

出席議員（6名）

議長	8番	高橋秀之
	1晩	高橋秀明
	2番	佐藤忠志
	3番	斎賀弘孝
	4番	植村敦之
	7番	西澤裕之

欠席議員（2名）

	5番	無量谷隆
	6番	吉原哲男

出席説明員

町長	野々村仁
農業委員会会長	小島和博
代表監査委員	成田義弘
副町長	岩川実樹
教育長	木澤瑞浩
総務課長	藤井和之
住民生活課長	古草勝
保健福祉課長	村上貴紀
企画政策課長	角山隆一
産業振興課長	山本基継

建設管理課長	島田幸司
総務グループ主幹	伊藤崇
財政グループ主幹	渡邊智民
教育次長	伊藤一男
総務学校グループ主幹	田村浩希
社会教育グループ主幹	戸川誠二
問寒別出張所長	三田地和美
国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩川実樹)
国民健康保険診療所事務次長	若本聡
農業委員会事務局長	(山本基継)
選挙管理委員会事務局長	(藤井和之)
商工観光係長	伊山英貴
農業振興係長	新野貞治
事務局長	早坂敦
主事	満保希来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

本日の出席議員は6名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において3番齋賀弘孝君、4番植村敦君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月16日から18日までの3日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、6月16日から18日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次、行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会6月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告いたします。

はじめに、幌延深地層研究に係る状況についてご報告いたします。

令和2年度以降の研究計画受け入れにあたりましては、三者協定に基づき北海道及び幌延町が当該協定の履行状況等について確認することを目的に設置する、幌延深地層研究の確認会議において、毎年度の研究成果や計画等について確認することとしており、今年度につきましては、令和3年度研究計画及び深度500mにおける研究の実施に関する検討結果について確認を進めております。

会議については、4月から6月までの間に4回開催し、原子力機構から改めて昨年度の研究成果及び今年度実施を予定する研究計画の内容、また、深度500mでの研究を実施することを判断した方針等について説明を受けたのち、北海道、幌延町、専門有識者及び道民から募集した質問をもとに確認を進め、昨日6月15日に開催した第4回確認会議において、

三者協定及び研究計画との整合性等について確認を終え、確認内容の整理段階に入ったと事務局より報告を受けております。

幌延町といたしましても、確認会議での確認結果に係る報告等を踏まえ、三者協定に則り研究が進められているか改めて判断したうえで、その結果について昨年度同様、広く町民の皆様へお知らせいたします。

次に、幌延町観光大使についてご報告いたします。

幌延町観光大使として平成27年度から2期6年間、幌延町の観光振興にご尽力いただきておりました井上仁志氏に、再度令和3年6月1日から3年間の任期中で幌延町観光大使を委嘱いたしました。

今後も井上大使には、ご自身の音楽活動等を通じ、幌延町のPRに努めていただくこととなりますので、より一層の飛躍に期待しつつ、我々といたしましても微力ながら井上大使の活動を応援することにより、コロナ禍の中、厳しい状況にはありますが、幌延町の知名度向上及び魅力発信による観光振興につなげていきたいと考えております。

お配りした資料には記載ありませんが、追加でご報告させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、5月から実施しておりますが、6月15日時点で65歳以上の高齢者の9割が2回目の接種を終え、今月中にはござくら荘や北星園の施設入所者や施設従事者の2回目接種が終了する見込みです。

また、64歳以下の住民への接種は7月第1週末と第2週末に1回目の集団接種を実施する予定で、8月お盆前には全町民の2回目接種が完了する見込みとなりました。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第4回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会、6月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告申し上げます。

はじめに学校教育ですが、令和3年度の町内小中学校の学級編制及び教員数について、5月31日現在の数値を資料の1ページに記載しております。小学校2校で12学級、児童数120名。中学校は2校で6学級、生徒数53名となっております。4校の合計では、18学級、173名となっており、昨年度と比較しますと、2学級減の児童生徒数は4名の減となっております。

教職員体制につきましては、校長、教頭、一般教員等、合計で昨年度より1名増の45名となっております。

町内小中学校は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づいた教育活動に取り組んでおります。

運動会につきましては、問寒別小中学校と幌延小学校が道教委の通知に合わせ、種目の縮小や工夫、時間短縮、感染予防対策をしっかりと講じた上で実施しました。

また、6月5日に豊富町で開催された宗谷地区中学校陸上大会において、幌延中学校3年の伊藤圭音君が男子200メートルで、同じく1年生の渡部一颯君が男子走り幅跳びで優勝

し、7月27日から帯広市で開催される全道大会への出場権を獲得したとの報告を受けております。

次に、社会教育についてですが、各社会教育施設は現在、国、道、道教委が示す感染予防対策の方針やガイドラインを参考に、徹底した感染予防対策を講じながら、町内在住の方限定で解除しております。

また、例年実施しております各種社会事業につきましては、延期可能な事業等は、緊急事態宣言解除日以降に延期し、感染状況等を踏まえながら慎重に取り進めてまいります。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2 番 佐 藤 忠 志 君

2番、佐藤忠志です。今回、議会議員を拝命して、初めての一般質問することになりました。何かと不都合のところも、いろんなどこもあると思いますが、なお、町長初め皆様のご協力を得ながら、何とか一般質問を支えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、質問させていただく2件については、日頃から各期成会、協議会等で、陳情等に大変ご尽力されている町長はもとより、関係担当者には、まずは心から感謝とお礼を申し上げます。

この問題は、いずれも町民の暮らしと生活に直接関係する大きな課題と思っておりますので、各期成会協議会等の活動状況について、以下2点についてお伺いします。

まず1番、国道40号線の整備計画、また雄信内トンネルについて。

国道40号線は稚内から旭川まで、地域住民の国道として、物流や急患輸送、また観光など、旭川や道央圏をつなぐ重要な道路となっております。

特に、道北は国道の整備、高速道路の未整備区間が目立ち、過疎地の物流また観光、広域医療に支障が出ている状況と思えます。

また、冬季間の交通の吹雪だとか、いろんなものも、あれにより円滑化などの課題が山積してると思えます。

いずれにしても簡単な事業ではないことは十分承知してますが、現在の活動状況について、以下2点について町長にお伺いいたします。

まず1番、天塩防災工事の進捗状況について。また、雄信内天塩防災事業の続きの、以南の国道整備計画と音威子府バイパスの開通見通しを含めた事業の状況についてお伺いします。

もう1点。雄信内トンネルは、旧天塩大橋と同様に、完成時からの経過年数、現在の交通量、また大型車の通行、酪農地帯の作業体系等を考慮しても、新しく事業として要望する時

期だと思いますが、これについても、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、J R 宗谷線名寄稚内間の存続問題についてです。

現在、危機的な経営状態にある J R 北海道は、国等の財政支援などを受けながら、経営再建に向けた努力を続けていますが、昨年からのコロナウイルス感染症の影響もあり、さらに厳しい状況下にあると思います。

本年 4 月からは、財政再建を目指す策として、減線、廃止または石北線 1 駅を含む宗谷線 1 7 駅、併せて 1 8 の無人駅を自治体管理に移すなど、沿線住民また自治体には大変厳しい選択を求められている状況だと思えます。

鉄道は、我々、天北、道北に住む住民はもとより、辺地に住む人にとっては大変大切な交通手段であり、特に冬季間などは安心して利用できる乗り物です。いずれ名寄以北は廃線との見方もあり、沿線住民の不安、危機感はずばりだと思っております。

町は 2 つは廃止にしたんですが、5 つを自治体管理として存続し、秘境駅として P R を重ね、各自治体との連携を取りながら、路線の存続に向けた活動を行っていますが、今の J R の経営状態では経費削減に向けた、更に厳しい路線の見直しが迫られる状況だと思えます。存続に向けた活動状況についてお伺いします。

国道と重複しますが、期成会協議会の活動状況、構成内容について。それと各沿線自治体の、同じような問題にありますが、活動状況。それと、今後のどういうふう活動していくのか。

この 3 点について、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

町 長 野々村 仁 君

佐藤議員のご質問にお答えします。

1 問目の国道 4 0 号線についての 1 点目、各事業の進捗状況に関するご質問ですが、天塩防災事業につきましては、令和 2 年 1 0 月 3 0 日に新天塩大橋の架け替え工事が完了し、整備が完了した区間 1. 6 km について国道のルートを変更し、供用を開始いたしました。

現在は、天塩町字オヌプナイ～サクカヘシ間の改良工事や令和 5 年度開通に向けて、幌延インターチェンジから新天塩大橋接続部分までの道路整備を進めており、令和 3 年 4 月時点で事業全体における進捗率は約 7 7 % となっております。

また、音威子府バイパス事業につきましては、令和 2 年 1 1 月に音中トンネルが貫通、現在はトンネル内の舗装工事等の施工中で、事業全体における進捗率は約 8 7 % となっており、令和 7 年度の全線開通に向け、整備が進められております。

雄信内以南の国道整備につきましては、現状において未計画区間となっております中川～幌延間及び美深北～音威子府間の整備促進について、一般国道 4 0 号名寄・稚内間整備促進期成会及び宗谷地域総合開発期成会において要請する他、4 0 号期成会構成自治体において、名寄～稚内間の国道整備に向けた課題の洗い出しや、また全区間整備に向けた要望手法について検討協議を図り、共通認識のもと、今年度の要請活動を行うべく準備を進めております。

2 点目の雄信内トンネルに関するご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、現状におきましては、国道 4 0 号線名寄・稚内間における未計画区間の計画区間への格上げを喫緊の課題として要請を進めておりますが、雄信内トンネルにつきましては、防災・減災、国土強

靱化の観点に加え、地域内外のアクセス、また、光ケーブルなどの情報インフラ構築におきましても要所であると認識しておりますので、沿線自治体や各期成会等と調整を図りつつ、何らかの形で整備の必要性について関係機関へ伝えることを検討してまいります。

次に 2 問目の J R 宗谷線名寄～稚内間の存続問題についての 1 点目、期成会・協議会等の構成内容に関するご質問ですが、宗谷地域総合開発期成会、宗谷本線活性化推進協議会、北海道鉄道活性化協議会、宗谷本線マイレール意識向上事業実行委員会等において、宗谷本線の維持・存続に向けた J R 北海道等への支援に係る要望、宗谷本線の完全高速化や鉄道利便性向上に向けた検討協議や宗谷線存続に向けた地域住民の意識向上を資する活動等を行っております。

2 点目の各沿線自治体の活動状況に関するご質問ですが、J R 北海道により単独維持困難線区とされた宗谷線の名寄～稚内間は 1 8 3. 2 km と長大にわたることから、宗谷本線活性化推進協議会、北海道鉄道活性化協議会など広域的な枠組みで実施する観光列車の運行や、各々で沿線を盛り上げるため、種々活動を展開しております。

3 点目の今後の活動方針に関するご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、長大かつ多額の費用を要する宗谷線の維持・存続については、J R 北海道の方針、国や道の支援に依存する部分が多くあります。

J R 北海道にあっては、平成 2 8 年に単独維持困難線区を公表し、宗谷線の名寄以北について、地域と共に維持する枠組みを構築していく線区として、平成 3 1 年 4 月に策定した宗谷線アクションプランの着実な遂行により、線区の持続性確保に努めることとしました。

これに対し、北海道では、北海道運輸交通審議会等において、宗谷線を、国土形成や観光、本道の骨格を構成する幹線交通ネットワークとして、線区維持に向け検討を進めるとして、地域での議論の加速化を求めており、地域では、広域的な枠組みでの議論を続けつつ、利用促進と経費節減の両面でアクションプランを実施しています。

なお、国からの支援については、J R 北海道の第 2 期集中改革期間に対して 1, 3 0 2 億円の財政支援や基金等その他支援をすることとしておりますが、J R 北海道の抱える経営上の課題の抜本的解決策とは言えない状況にあります。

町といたしましても、単独での活動には限りがありますので、各関係機関と連携を図りつつ、宗谷線の維持に努めてまいります。

2 番 佐 藤 忠 志 君

どうもありがとうございます。

今、町長から国道 4 0 号線の整備計画、今後の整備計画、また雄信内トンネル等々について大変丁寧な説明をいただきました。

4 0 号線については、2 つの期成会、名寄～稚内間の整備促進期成会、また、宗谷地区総合開発期成会などにおいて、大変ご努力いただいていることは十分よく理解させていただきました。

いずれにしても、我々、こういうへき地に住む住民にとっては、旭川だとか札幌出ると言ったら、こっちは国道 4 0 号線とあと留萌周りの 2 3 2 号線これしかないわけで、我々の大事な動脈と言ったらあれですが、大切な大事な国道となっております。

今の現状では、降りたり上がったり、高速道路についてはどうなってるのかなど。さっぱりこう、あっちにも手つけ、こっちの手をつけたような状態になって、いつなったら綺麗な道路になっていくのかなど。いつもこう、旭川だとか、札幌に行きながらいつもこう思っておりますが、今日はこういう機会をいただいて、町長に大変丁寧な説明をいただいて、また大変なご努力をいただいて、一自治体がどうこうせい、早急にできる問題でないことは十分理解しております。

いずれにしても町長の政治力によって、1日でも早く、国道また雄信内トンネルについても、国道40号線の高速化を目指す上では、いずれにしても、もうそろそろ取り組んでいただかないと、幅も狭く、また照明も暗いし、また下の路盤も悪いと。大変な大きな事故が起きて、大体大きな事故が起きるか何か起きないと、なかなか重い腰が上がってこないというのか。比布のトンネルはね、雄信内と大体似たような年に出来てるのかなど。あれは平成13年ですか。完成して、大変きれいなトンネルになって、走行しやすくなったなと思います。

これについても町長、今ここに決意を述べて、書いていただきましたんですけど、早急に何とかひとつ取り組んでいただきたいと思います。

いずれにしても1番大事なのは、やはり病院です。ここで病気したら、大体稚内市立病院といっても、なかなか市立病院の医療体制が出来てない。大きな病院となるとほとんど名寄、旭川市街の医大になるのかどこになるのか。ほとんどそちらのほうに転送、搬送の状態だと思います。

少しでも道路の整備が進めば、助かる命も助かるんでないかと。名寄までどう頑張ったって救急車だって1時間ではいけない。やはり2時間近くかかるだろうし、旭川まで行くとすると、もう1時間ぐらいかかるのかな。そうすると都会では助かる命が、田舎では助からないと。同じ国民として、どうしてこうハンデがつくのかと。常にそういう矛盾というのは抱いております。

ですから、やはり何とか町長もご存じのように、稚内市あたりも確か110何件、日刊宗谷かなにかで。3日に一遍ぐらい名寄か旭川まで走ってると。救急車3台ない内1台出たら、大変なことになると、一日がかりなっちゃうと。どこの町もそういう大きな問題を抱えておりますんでね。

これちょっと参考ですが、町長にお伺いしたいんですが、幌延町では名寄だとか旭川に救急車で年間にどのくらい転送してるものか。もしわかれば教えていただきたいんですが。調べなかった私も悪いんですが。

それともう1点。音威子府の40号線の中川町の降り口が急カーブになってますが、あれはあのままで完成なるのか。常に通るたびに、こんな急カーブで降りていくのかなと思って、通るたびに感じてるんですが。あの辺は町長、あのままで40号線に降りることになるのか。

ちょっとその2点をまずお聞きしたいと思ひまして、よろしくお願ひします。

町長 野々村 仁 君

お答えをいたします。

救急搬送の件に関しては、大変申し訳ありません。私も消防議員の一員として、数を記憶をしておけばよかったんですけども。ちょっと数だけは記憶をしていないんですけども、実

際問題、佐藤議員がおっしゃられたとおり、稚内市だけじゃなくてうちも、名寄、旭川に出たときの救急体制っていうのが、車両はやっぱり1日かかりでありますので、その辺りとしては、結構大変なことであるということで、うちの町としては、診療所に1台旧型の救急搬送車を常備置いてある、セットしてあるということで、待機をしている、整備をしているところでもあります。

それから、もう一つ何でした。

2 番 佐 藤 忠 志 君

40号線の中川町の新しく今、橋が出来てますね。あそこの降り口が急カーブになってるもんですから、あのままの完成なのかなと思って、常々思ってるもんですから、そこんどこちょっと伺いたいと思います

町 長 野々村 仁 君

あれがインターチェンジとしての形だというふうに私たちは聞いてございます。

結局あそこは今のところ未計画区間、この先からないわけですから、あそこが降り口、終点ということで、速度落としてゆっくりと40号線に降りてくるということでもあります。

先ほどもお話が佐藤議員からもありましたとおり、我々今、昨年度から一生懸命、関係機関の町村と、また期成会と併せて、それぞれ動きをしているのが、この未計画区間を早期に計画区域として格上げしていただくということの今の取組で、昨年度は中川町でシンポジウムを3開建、上川、留萌、宗谷開建に集まっていたきながら、各関係団体、中川、遠別、天塩、幌延、ここが集まりまして勉強会を、今、一生懸命先ほど答弁をさせていただいたとおり、集中的にどういう形で課題を拾い上げて、どのようにしていくかという協議を今しているところでもあります。

今年度、まだコロナ禍でありますけども、10月に今度本町でシンポジウムも開いて、住民の皆様にも理解をしていて、応援をしていただこうかという動きで、今、検討しているところでもあります。

まずはこの未計画区間、ミッシングリンクとよく出ていると思いますけども、この未計画区間を私たち幌延～中川間だけではなくて、美深北また音威子府までの間も未計画なんですね。この2区があって、お互い競い合って、我れが我れがと言ってもなかなか予算の付かない話ですので、その辺も40号期成会できちんと協議をしながら、どこから優先的にこの計画区間として、進めていくかということも協議をしながら、いち早くこの計画区間にまず盛り込んでもらうこと、ここが第一優先だと我々考えてございます。

少しでも早い中に完成をして、この防災の道路に繋いで、稚内までやっぱり少しでも走りやすい、少しでも病院に救急搬送ができるときでも1分たりとも早く到着をして、大切な命が助かる可能性を大きくしたいなという気持ちで我々も頑張っていきますので、議員の皆様方も、そういうシンポジウム等ございましたらご参加をいただいて、地域情勢に意識を一緒に持って、応援をしていただければと思ってございます。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ありがとうございました。

いずれにしても、いろんな形で各町村取り組んでいただいていることは十分理解させていた

いただきました。

いずれにしても、先ほども言ったようにJRもこういう問題を抱えて、更に道路もやはり、こういう未整備区間が多く、結構都会まで出たら時間がかかる。結果的にはやはり、自分もそうですが、いい加減、歳になってくるとやっぱりこう不便だ、都会に出るとしても自動車も満足に走ってない。バスもない、道路もなかなかよくなると、どうしてもやはり子どもたちのところに、都会に出てしまう。そうすると、どんな、町長が町政を立派、素晴らしいものにしても、やはり居たくても、やはりこう最終的には都会、子どもたちのところ、近いところに、また、病院の近いところに出ていかざるを得ないのが現状だと思います。

ですから、我々がこの町長始め、役場の担当者も日々大変努力されてますけど、結果的にはやっぱりこう、そういう状況で都会に出ていかざるを得なくなりますんで、もう少しこう、旭川まで行くのにももう少し便利だ、JRにしても便利だったらその辺、都会なんかでなくて、いろいろ施設も十分相当整ってるわけですから、ここで十分最後、老後終われるわけですから、そこのとこ町長に一つ、また、大変力添えいただければなきゃなりません、よろしく願いしております。

あと最後にJRです。これについても町長、大変細かく言っていております。

大変努力されてることは、もうこれを見て十分。町長はじめ関係担当者、先輩議員方も大変努力されてることは十分理解して、この質問をしてるわけですけど、いずれにしてもこれはもう町長ご存じのとおり、言っているように183kmあるわけだし、この距離から見て、旭川から市が何個あるのか、あとほとんど市町村、小さい町しかない。人口密度の低いし、採算が合わんのは当然なのかなと思います。

ただ、小言になりますけど、国鉄民営化からJRに移って、何故いずれは車社会になるんだと、そういうものを想定しながら、やはりJR自体もぬるま湯に浸かってたのか。そういう対応をしてこなかったと。ここになってから汽車が古くなったとか、ああでもない、こうでもない。言い訳ばかりになって、新聞なんか見るとこれしか出てこないわけです。

だから、いずれにしても、これを全部我々住民に押しつけて、赤字だから汽車減らせ、あれ減らせと言ったって、これはね、やはり我々にしたら、これは納得できるものでもないし、ただ、現状を見てたら赤字が増えていく。毎日、いや何百億なったとか天文学的な数字が出てくるわけですから。いずれにしても、何とか町長に頑張ってもらって、JRも存続できるように、これが名寄で切れてしまったら、これから以北の自治体も観光だ、いろんなビジョンも何も陸の孤島みたいなことになってしまっていて、いろんなものをビジョンだって絵に描いたようなことになってしまうんじゃないかなと。自動車も走ってない、そうなるとうたこの道北ってというのは、だから何としてもやはり国の力も当然、道の力も借りなきゃなりませんけど、何とかそのJR、自動車ぐらいいは残してほしいなど、そういう考えで今回の質問させていただきました。

いろいろと、町長にご苦勞かけますが、ひとつよろしく願いしたいと思います。どうもありがとうございました。これで終わらせていただきます。

議長 高橋秀之君

これにて、2番佐藤忠志君の質問を終わります

次の質問を行います。

1 番 高 橋 秀 明 君

幌延町議会定例会一般質問通告者、高橋秀明です。これに基づいて質問を2つあるんですけども、読み上げていきたいと思えます。

町立診療所の健康診断書作成について、先般、4月に入ってからですが、私の知人が就職先が決まった段階で、会社側から健康診断書の提出を求められ、町立診療所に診断書作成を依頼することとしました。

経過としては、4月9日に受診を予約し、4月14日を指定される。4月14日に受診しております。4月22日に事務職員に催促したが、まだ出来ないとの回答。いつできるのかと聞いたらわからないとの答えだったということです。

参考として、4月15日に豊富町立病院で受診した彼の同僚は、4月21日、診断書が発行されており、知人本人も、同病院で受診したその日に、診断書を受け取っております。病院や診療所によって作成日時が変わるのはどこに原因があるのでしょうか。また、他の医療機関受診となると、診療所として収入を失ったことになるが、どうお考えか。

続きましてもう一つの質問をここで読み上げたいと思えます。

電源三法交付金や幌延深地層研究センターの固定資産税等で貯まった基金50億円の使い道について。

昨年12月議会の一般質問の中で、私がこのことを取り上げ、町長からは、町議会議員各位や町民それぞれの代表者を各年齢層に分けて考え、そのグループごとに使い方への案を出してもらうことで賛同を得ております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症やその変異株の影響で我が国ではコロナワクチン接種の遅れもあり、終息の日が読めない時を現在も過ごしております。

今、手を打たなくては後世に残すためだけのお金になると思えます。

野々村町長の任期も迫る中、本来はバイオマス事業に多くを費やすはずだったと思えますが、その事業も一向に動かないと思われております。前町長時代から引き継いだ宿題とも言えるこの50億円の使い道はどのように考えているのか、お聞かせいただきたい。

町 長 野々村 仁 君

高橋議員のご質問にお答えします。

1問目の健康診断書作成に関するご質問ですが、経緯を確認したところ、昨年4月14日ですが、健康診断の実施と問い合わせがあったこと等を確認しました。

議員ご指摘のとおり、健康診断結果の通知に時間を要し、町民の皆様にご心配をおかけしましたことにつきまして、まずはお詫びを申し上げます。

次に1点目の原因及び2点目の減収のご質問についてまとめてお答えいたします。

診断書の作成に係る期間は、それぞれの医療機関の医師の勤務体制や医師1人に係る業務量にもよると思われます。

当診療所は常勤医師1名体制で行っており、医師は通常の診療業務の他に、健康診断や介護・精神の医療サービスを受けるための主治医意見書の作成、こざくら荘や北星園の施設への往診、学校医としての学校保健業務や事業所の産業医業務、24時間救急医療体制を維持

するための夜間宿直業務や救急対応など、通常の外来患者や入院患者の診療業務以外にも多様な業務を行っており、健康診断も年間1,200件程実施しております。それらの業務をこなしつつ、合間に順番に健康診断書を作成しているのですが、どうしても時間が掛かってしまうのが現状です。

しかしながら、健康診断結果という町民の健康に関わる案件でありますし、2点目のご指摘にあるとおりだとも思いますので、今後、業務が多岐にわたる医師の負担軽減を図りつつ、診断書作成期間を短縮する方法について、医師と相談して対応策を検討し、改善を図ってまいりたいと考えております。

次に2問目の基金の使い道に関するご質問ですが、基金につきましては、一口に50億円と申しましても、それぞれ目的のもとに運用しており、まちづくり、公共施設整備、エネルギー施策等を推進する事業の実施にあたっては、これら基金を財源に活用しており、一般会計分の基金につきましては、令和2年度末時点で54億8千万円保有しております。

これは、国の財政がひっ迫する中、合併せず、自主・自立の道を選択し、平成17年度に策定した自律プランに基づき、住民・地域・行政の役割分担のもと、まちの将来を見据え、行財政改革に今日まで取り組んできた賜物であると考えております。

また、まちづくりのアイデアにつきましては、現状におきましても産業・経済・福祉の振興、地域活動、生活環境整備、人材育成、イベント等の創造及び町内会館整備など活力ある地域づくりを支援する、幌延町まちづくり事業補助制度がございます。

様々な世代、職域、団体等皆さんそれぞれがこれからの幌延町に何が必要か議論することは大変意義があることだと思いますし、まちづくりの一端を担うため、必要に応じて本補助制度を活用いただければと思います。

人口減少や長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症まん延等により地域経済の縮小が進む厳しい状況の中、老朽化が進む地域のインフラ整備をはじめとした公共事業、少子高齢化に伴う社会保障関係経費、また、基幹産業である酪農や商工業の振興を目的とした施策を進めるにあたりましては、中長期的視点に基づいた財源の確保並びに財政健全の維持により堅調な行財政運営に努めつつ、電源三法交付金や基金等を有効活用し、第6次幌延町総合計画をはじめとした各種計画に基づき、自助・共助・公助の役割分担のもと、引き続き住民一人ひとりの創意工夫により、魅力ある持続可能なまちづくりの推進を念頭においたうえで、適切に基金を運用してまいりたいと考えております。

1 番 高 橋 秀 明 君

最初の質問につきましては、診療所のほうの繁忙とか、医師1人体制で大変努力されてることを了解いたしましたので、この質問は了解いたしたいと思います。

50億円の件なんですけども、まずですね、町長の今、答弁にもありましたんですけども、合併せずにやってる町、幌延だけではないと思いますね。それとですね、幌延町の商工会の振興等、基金を使ってると言っておりますけれども、ほかの町でもいろんな制度を設けているところ、多々ありますし、酪農を含めてですね、やはり国の資金とか、そういったものを引っ張ってきて、土木も含めてですけども、やりくりしてる自治体は、幌延町以外にも、結構あると思います。

そしてこの50億円について、恐らくコロナが蔓延して、この2年ぐらいは満度に使われてない件はわかりますけども、その前の10年ぐらいく数字は出せないと思いますけどもね、その50億円のうちのいくらぐらいを基金として回して、そしていろんな課で要望して、こういう事業に使うと。それをやってるはずなんで、それをちょっとお示しいただきたいと思います。

いずれにせよ50億円近い金額は今後ですね、8年ぐらい深地層研究センターが延長になったっていう事実を見てみましても、決して減ることはないと思うんです。そして恐らくですね、前町長と戦ったかつての町長、副町長などは次のステップとして、このお金をただ眠らせるのではなくて、地域振興のために使おうとした。私はそう聞いておりますし、認識しております。ですから、全額とは言わないまでも、この50億円のうちの相当な金額を地域振興のために使う手立てを考える、そういう考えにはならないんでしょうか。それを含めて、お聞かせいただきたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

このいままで私自身も、この席に座らせていただきながら、今議員がおっしゃったとおり、地域振興、このまちにどうすればにぎやかに、住みやすく、皆さんがここにいてよかったと言えるまちができるのかというために、一生懸命微力ながら頑張ってきたつもりであります。

これまでも、ここまですっと、どのように使ってきたかという10年前の話でいうよりも、今年度予算編成をされたときに、いつもより予算ベースが1番少ない一般会計の予算を組ませていただいたのは、議員の皆さんに承認をいただいてご理解をいただいていると思っております。その今年で基金の取崩しは2億を超えております。毎年そのように基金の取崩しをしながら、政策、または地域の住民サービス、そういう形できちんとお使いをしているというところでございます。

これまで累計しても、そういう形ではありますけれども、いろんな状況下の中でそういう財源が基金として積立てられる、そういう状況下が年々変わってきているということで、それぞれ担当された首長の皆様方にも、そういう努力をしてきて、少しずつ少しずつそういうもの自体を積み込んできたのだと私は思っておりますので、地域振興に使ってないんじゃないかと言われるということでは、あまり想像していなかったところでもあります。私自身も今時点でも、振興策に一生懸命使おうと、議員の皆様にもご相談をして、事業を展開をするつもりでおります。

1 番 高 橋 秀 明 君

ありがとうございます。

10年前の数字を出すよりはということで、それは了承いたしました。

一つの使い道としてちょっと提案があるんですけども。ここで議長、私の小さな意見を一言、言わせてもらってよろしいでしょうか。

(高橋議長「はい」)

このまま続けますね。

それで一つの案なんですけども、何十億かかるかわかんないんですけども、問寒別に天文台っていう構想があるんですけども。これはですね、問寒別に農村花嫁、私いろんな会議出

るんで、もう20年前ぐらいの会議だと思うんですけども、農村花嫁は首都圏から来たときに、あまりの暗さに恐怖を抱いて、星が出ないときは本当、真っ暗だと。その方はどうなったのか。そこを去ったのか、どうかその辺は確かでないんですけど。

私は最近3、4万の小さな天体望遠鏡をちょっと稚内の電気店から買うことがありまして、その定員さんがね、言うには、大変くらい暗いとこのほうが月や星が見える。私この幌延町内では、問寒別がびったりでないかなと。高いところが必要であれば、電波塔なんかもあるんですけども、知駒もありますし。平地であれば平地がある。そういうところにお金をつぎ込んで、一つ私もちょっと提案するだけで終わりたいと思いますけども。

例えば、世界の天文台というYahoo!の検索で、して、Googleマップで見る展望名所めぐり、そこに移ります。姫路科学館が見つかったGoogleマップを使った、世界中の天文台が見られるページ。ここに進みますと、いろんなことが書いてあります。宿泊施設を備えた天文台もあります。それは、楽天トラベルだと思うんですけども。

ですから、かなり広い範囲で研究機関として天体を見るだけでなく、問寒別地区は演習林もありますし、学術的にも何か優秀な方が揃ってるっていう感じもありますし、幌延自体では、深地層研究センターにこれから8年9年と色々な博士号を持った方もおりますんで、うまく利用していけばいいんでないかと思います。

議長、私、提案をこのぐらいにして、この話はやめたいと思いますけども、今後の進め方については皆さん、一つの参考意見として捉えていただきたいと思うんですけども、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

夢の構想ありがとうございます。

それぞれそういう同志が集まって、そういう形でこの地域が人の集まる、また活性化をするって、頭から拒否をするのではなくて、やっぱりそういう議論も大切な一つの課題かなと思ってございますので、有志が皆さんそういう形で、きちんと集まって、同意を得ながら、議会にきちんと協議をしていただきながら、予算編成ができるような形になれば、大変ありがたいかなという形でもありますけども。

いかんせんその50億のいろんな使い道がございまして、行政としても、今後のインフラ等の老朽化をして、これほど町が、今どこの町から見ても少しきれいだねとか環境良いねって言われているこの状況下で、それだけ先代がインフラにきちんと整備をしてきたと。ところがもう40年、50年と経ってきてるわけですね。

高橋さん自体議員まだなかってなかったからわかんないのかな、幌延町の公共施設等総合計画という、公共整備事業を全般的にコンサルを使って、今後どのような形でシミュレーション、整備をしていかなきゃならないか、どれだけコストがかかるのか。そういうことを模したこの冊子が議会の皆さんにも承認をいただいて、平成29年3月に作られたものがございます。この中でも、道路、橋、それから公共施設。それらを含めて全てずっと今後、それぞれ維持をしていく、今のサービスをそのまま持続しながら、これを維持管理をしていく。そういうことに対して、どのようなぐらいインフラがかかるかということ、シミュレーションをしたものであります。40年間分、この先シミュレーションして、さっきも言ったとお

り40年の先の話まではしませんけど、10年後に起こう話だけをさせていただきます。
今ざっと工事から何かからと、また、設備こういう室内の、今回も議会でもこのマイク設備をした、数千万かかっている、こういう設備を整える。こういう設備も含めてですけど、毎年大体10億ぐらいずつの全体でかかっているわけですね。ところが、2030年にこのシミュレーションからいくと、建て替えたり、改修大改修をしなければならぬということが25億ほど最高かかるとシミュレーションされております、10年後。だから、そこがいやいやいろんな事業があるべきとか、いろんな起債があるだとかいうお話もありますけども、全てが該当するわけじゃないんですね。単に修繕だったりなんなりっていうのは単費です。毎年やってる部分でも単費。そういうふうにしております。それらも含めて、この25億が半分だとしても、12億以上のお金が今まで10億ベースできたやつが5億以上が突出するわけです。そこに今、案がありました新規にまちが明るくなるためにこういう新規の施設やろうやとか、こういう事業をやろうやっていう事業が関わってくると、その分だけ毎年そこにかかってくる。やっぱりそこは大きなやっぱりコストを皆さんで認識を共有しながら、今のそういうアイデアも含めて、何ができるか議論させていただければ大変ありがたいなと思います。よろしくお願いたします。

議長 長 高 橋 秀 之 君

これにて1番高橋秀明君の一般質問を終わります。

以上で通告を受けた一般質問は全て終了いたしました。

ここで11時15分まで休憩します。

(11時00分 休 憩)

(11時15分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長 長 高 橋 秀 之 君

日程第6 報告第1号「令和2年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

報告第1号「令和2年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、提案理由の説明を申し上げます。

このたび報告いたします、繰越明許費については、令和3年度に繰越して使用することとして、3月定例会で議決いただきました、令和2年度幌延町一般会計補正予算(第8号)で設定した、国民健康保険診療所特別会計繰出金、問寒別地区道宮畑地帯総合整備事業、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業、小学校感染症予防対策事業及び総合体育館等感染症予防対策事業に係る繰越明許費です。

令和2年度内に事業の完了が見込まれない5つの事業について、翌年度に繰り越して使用できるとした、繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次のページ、令和2年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

翌年度に繰り越す事業及び繰越額は、3款国民健康保険診療所特別会計繰出金1,945万9千円、6款問寒別地区道営畑地帯総合整備事業3,850万円、7款地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業1,270万円、10款2項小学校費の小学校感染症予防対策事業1,296万9千円及び10款4項社会教育費の総合体育館等感染症予防対策事業4,147万円です。

翌年度繰越額の合計は1億2,509万8千円で、財源内訳は未収入特定財源の国道支出金が7,739万5千円と地方債が3,850万円で、一般財源920万3千円です。

各事業の財源内訳については、繰越計算書に記載のとおりです。

以上、報告第1号「令和2年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7 報告第2号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の件を議題とします。

報告第2号についての提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

報告第2号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」提案理由の説明を申し上げます。

この度、報告いたします繰越明許費につきましては、令和3年度に繰り越して使用することとして、令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第5号)において設定しました、診療所感染防止緊急対策事業に係る繰越明許費です。

令和2年度内に事業完了が見込まれない当該事業について、翌年度に繰り越して使用できるとした繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

翌年度に繰り越す事業及び繰越額は、1款診療所費1項診療所費の診療所感染防止緊急対策事業1,945万9千円です。財源内訳は、一般財源1,945万9千円です。

事業の概要は、新型コロナウイルス感染防止対策を目的として、職員玄関部分を救急用入口としても使用できるよう改修するとともに、発熱外来用診察室を増設し、また、X線室の扉整備を行うものです。

以上、報告第2号の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第2号は、報告済みといたします。

日程第8 報告第3号「有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山本基継君

報告第3号「有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況について」、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、お配りした別紙の経営状況報告書によりご説明いたします。

まず、事業報告ですが、令和2年度は783頭の入牧頭数となり、前年度と比較して89頭の増加となりました。

次に、貸借対照表ですが、資産の部、流動資産の定期預金が500万円、普通預金が124万8,944円、未収入金が64万4,364円で、資産合計は689万3,308円であります。

右側の負債の部、流動負債の未払消費税等が177万4,300円、預り金が22万2,564円で、負債合計は199万6,864円であります。

純資産の部、株主資本の資本金が500万円、剰余金の前期繰越利益金が60万1,366円、当期利益金がマイナス70万4,922円で、資本の合計は489万6,444円であります。

純資産合計も同額で、負債及び純資産合計は689万3,308円であります。

次に損益計算書ですが、営業損益の部、営業収益が5,924万6,544円、給料から雑費までの営業費用が5,995万2,053円で、営業利益はマイナス70万5,509円あります。

次に営業外損益の部、営業外収益では、受け取り利息が587円、営業外利益も同額あります。したがって、経常利益については マイナス70万4,922円で、税引き前当期利益と当期利益も同額であります。

次に株主資本等変動計算書ですが、純資産合計が489万6,444円となっております。

次に個別注記表につきましては、発行株式数を記載しております。

最後に、令和3年度の事業計画ですが、草地利用計画につきましては、前年度と同様であり、放牧計画の頭数につきましては、700頭を予定し、令和2年度計画より14頭の減であります。

収支予算については、収支ともに6,220万2千円とし、収入の主なものは、受託事業収入5,963万7千円、受託業務収入64万5千円などを見込み、費用の主なものは、給料1,376万8千円、委託料675万5千円、肥料費933万7千円などを予定しております。

以上、報告第3号の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

令和3年度の事業計画についてお伺いをいたします。

令和2年度の事業報告の中で、89頭の増を預託数と上げておりました、離農される農家さんが年々出ているなか、預託頭数としては増えていると。ただ令和3年度は700頭と、令和2年度の当初計画をほぼ据え置いているということなので、この辺の説明をもう少しお願いいたします。

農政係長 新 野 貞 治 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度の計画頭数ですけれども、議員おっしゃるとおりですね。相次ぐ離農も年末、年度末にありまして、それらも見越しながらですね、計画のほうを立ててございます。

基本的にはですね、農協さんからいただいているですね、町内の乳牛の動態調査。それからですね、前年度の入牧の実績を勘案しまして、計画頭数のほうを作っております。

ちなみにですけれども、既に令和3年度の入牧終わりました、入牧頭数が696頭ということで、ほぼ計画どおりの頭数が入ってきているということで、お答えしたいと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第3号は、報告済みといたします。

日程第9 報告第4号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第4号について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

報告第4号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況について」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別にお配りした経営状況報告書によりご説明いたします。

はじめに、令和2年度事業報告をご覧ください。

令和2年度のトナカイ観光牧場入場者数につきましては、新型コロナウイルス感染症まん延防止措置として、4月20日から30日まで、及び5月1日から26日までの37日間、施設を休館としたことや感染拡大地区等における往來の自粛などが影響し、上期は34.8%減少、下期につきましても海外からの入国制限、イベントの取り止め、GoToトラベルの停止措置等、上期に引き続き厳しい状況が続きましたが、同じく新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けた平成31年度下期と比較いたしますと、28.9%増加と一定の客足の回復がみられたものの、令和2年度通年での入場者数は34,652人と、前年度と比較して15.5%、6,317人減少いたしました。

また、平成30年度から幌延町の学術研究、産業及び地域の振興を図ることを目的に運営する幌延町産業・地域振興センターの管理業務を引き続き受託し、加えて幌延町のPR、交流人口及び関係人口の増加に資することを目的に地場の特産品開発や販売を行いました。

次ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部のうち、1. 流動資産の主な内容につきましては、普通預金が240万5,446円、商品が121万8,564円、未収入金が82万9,198円で、流動資産合計は445万3,217円、次に2. 固定資産につきましては、建物、機械及び装置、工具・器具及び備品合計が183万8,531円、これに保証金10万円を加えた資産の部合計は639万1,748円です。

続きまして、負債の部のうち、1. 流動負債の主な内訳につきましては、未払費用が372万3,216円、未払法人税が18万円、未払消費税が5万3,500円で、流動負債及び負債合計は398万723円です。

なお、未払費用の主なものは、令和3年3月に債権が確定した施設管理、施設周辺の除雪及びトナカイ飼育に係る業務委託料等です。

続きまして、純資産の部のうち1. 株主資本につきましては資本金が2千万円、2. 剰余金につきましては前期繰越利益金が、マイナス1,531万8,485円、当期利益金がマイナス227万490円で、資本合計は241万1,025円、純資産合計も同額で、負債の部及び純資産の部合計は共に639万1,748円です。

次ページの損益計算書をご覧ください。

1. 営業損益の部、(1) 営業収益合計は3,544万1,289円、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、例年のトナカイ貸出しがほぼとりやめとなり、前年度比5件、410万7,078円減と大きく落ち込んだことが影響し、(2) 営業費用合計3,780万8,875円を差し引いた営業利益はマイナス236万7,586円となりました。

続いて次ページの2. 営業外損益の部につきましては、(1) 営業外収益が27万7,096円、(2) 営業外費用はございませんので、営業外利益は営業外収益と同額の27万7,096円です。

したがって、経常利益につきましては、営業利益マイナス236万7,586円に営業外利益27万7,096円を加えたマイナス209万490円となり、税引き前当期利益は同額のマイナス209万490円、この額から法人税、住民税及び事業税18万円を差し引いた当期損益はマイナス227万490円です。

次ページの株主資本等変動計算書をご覧ください。

純資産に係る前期末残高468万1,515円から当期の変動を反映した当期末残高は241万1,025円です。

次ページの個別注記表をご覧ください。

個別注記表には、重要な会計方針に係る事項及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載しています。

最後に、次ページ以降の令和3年度収支予算をご覧ください。

トナカイ観光牧場管理に関する収支予算と産業・地域振興センター管理に関する収支予算をそれぞれ作成しています。

トナカイ観光牧場運営に関する収支予算につきましては、収支ともに2,357万3千円

とし、収入の主なものは、トナカイ貸し出し405万円、受託事業収入1,629万6千円を見込んでおり、費用の主なものは、賃金176万2千円、仕入れ143万5千円、水道光熱費は378万6千円、委託料1,245万9千円を予定しております。

次に、次ページの産業・地域振興センター管理に関する収支予算につきましては、収支ともに1,143万4千円とし、収入は受託事業収入1,123万4千円、及びその他収入20万円。費用の主なものにつきましては、従業員に係る給与339万4千円、賞与204万7千円、委託料180万2千円を予定しております。

以上、報告第4号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

1 番 高 橋 秀 明 君

トナカイ観光牧場の損益計算書等を見るの、初めてなもんですから、大きいところ2つまず質問いたします。

4ページぐらいのところに営業損益の部(1)、3番の受託収入2,860万8,800円、それと営業費用のほうのこれも大きい数字なんですけども、委託料1,418万6,168円。これの細部について、ゆっくりとお聞かせいただければなと思います。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず受託収入でございますけれども、こちらにつきましては、トナカイ観光牧場、産業地域振興センターのですね、管理委託を幌延町から受けておりますのでその費用。また、産業地域振興センターのテナントとして入っております、幌延地圏環境研究所の清掃業務の受託を合計したものが2,860万8,800円ということでございます。

それと委託料ですけれども、こちらにつきましては、トナカイの飼育、またトナカイ観光牧場のレストラン、施設の運営ということでそれにかかる委託料。それとですね、トナカイ観光牧場、産業地域振興センター共に冬季間の除雪、除草作業、こちらに係る委託を合計したものが1,418万6,168円となっております。

1 番 高 橋 秀 明 君

細部についての金額、延べたのと述べてないのがあるんですけども、もう一度この収入のほうの明細ですね。それと、営業費用のほうの個別明細。もう一度ちょっとゆっくり。これに何百万だとか、それをお聞かせいただければ。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

失礼いたしました。

内訳ですけれども、受託収入に係る部分ですが、トナカイ観光牧場の管理委託料が1,668万4,800円。産業地域振興センターに係る管理委託料が869万円。それと産業地域振興センターに入っている幌延地圏環境研究所事務室の清掃収入が323万4千円でございます。

委託料ですけれども、トナカイの飼育に係る委託料が899万円。レストラン運営に係る安心生産農園の委託が300万円で、除雪、除草両施設に係る金額が150万となっております。

ます。

1 番 高 橋 秀 明 君

どうもありがとうございます。

それでね、株式2千万、資本金ですね。それを食っちゃってる形になるんですよ。残りが2百数十万。これ来年以降はどういうふうにするのか、増資をするのか。その辺、お考えがあればお聞かせください。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

令和2年度の収支につきましては、議員おっしゃるとおり、マイナス決算となっております。大きな要因といたしましては、収入のメインでございますトナカイの貸出しが前年度は7件あったものが2件ということで、令和2年度がですんで、その影響が400万ほどございましたので、ちょっと収支のバランスを欠いてしまったっていうところでございます。その中でも、トナカイ観光牧場で令和2年度中にですね、食肉販売許可、また酒類の販売の許可を取って、販売品の品目を増やししながら、収入を増やしていこうということでやっておりましたが、メインのトナカイが無くなったので、令和2年度についてはこういった形になっておりますが、今年度につきましては、緊急事態措置中ですので何とも言えないんですけども、例年のトナカイの貸出し、先の方にも確認を取りながら、トナカイの貸出しの方をできる限りやっていくというのがひとつ。あとは特産品の方を商品開発として、町の販売店さんにもやっていただいているところではあるんですけども、トナカイ観光牧場でケシであったり、トナカイの角細工であったり、そういったものを宣伝しながらですね、収益の方上げていきたいというふうに考えております。

1 番 高 橋 秀 明 君

それでは増資とか、それは今の時点では考えてないっていう捉え方でよろしいですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

単年収支をよくしていくというような方向で、増資ということは今の時点では考えておりません。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

4 番 植 村 敦 君

久しぶりに現在のトナカイの飼養頭数をお聞きしたいと思います。また今年度何頭生まれたのかも併せてお聞きします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

トナカイの飼養頭数でございますけれども、令和3年現在で49頭います。今年度、今時点で6頭出生しておりますので、もう少ししたらってデビューというか、牧区のほうに出そうかなというようにところで考えております。

4 番 植 村 敦 君

一時期、頭数が多過ぎるとかっていう話があって、減らしたという経緯もあるんですけども、これはそういった調整なく49頭、また生まれた6頭っていうのは、頭数の割には6頭というのは随分少ないような気もするんですけども、自然の交配でということだと思います

けども、この辺の調整ということはやってんでしょうか。

企画政策課長 角山隆一君

飼養頭数につきましては、平成16年、17年ぐらいに、どのぐらいの頭数がよいかということで、50頭を目安ということで今やってる中で、出生については2桁に推移してたときもあったんですけども、今は1桁台で6、7、8とかというようなほうで推移しております、自然の流れで50頭を維持出来ている状況というふうに承知しています。

4 番 植村 敦君

わかりました。

それともう一つ聞きたいんですけども、損益計算書のほうで、昨年から見ると仕入れへの費用がかなり増えているということですけども、これはどういった理由でこの金額になったか聞きます。昨年は100万程度がこっち400万ぐらいになってますけども。

企画政策課長 角山隆一君

こちらにつきましては、大きく令和2年度に増えたのは、和牛の販売をいたしましたので、その分が150万ほどございます。それとお酒類の販売、こちら60万弱ほど。それと令和2年度につきましては、駅の廃止の年でもありまして、そのキャンペーン等で秘境駅グッズの販売もやっておりましたので、そこが160万増えてるといような状況で、あと沿岸バスさんのグッズなんかも置き始めていて、こちら50万ほどありまして、そういったことで品目が増えて仕入れが上がっている状況でございます。

議 長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

3 番 斎賀弘孝君

1番最後のページになります幌延町産業地域振興センター管理委託料の、その他収入20万は何があるのか教えてください。

企画政策課長 角山隆一君

その他の収入の内訳ですけれども、産業地域振興センターとその裏の住宅の間の除雪を一括で請け負ってるんですけども、入居者の方に除雪費を負担していただいています。これが12万円。それと自動販売機の設置料で2万5千円。それと年に1回ですね、ダスキンさんに高所作業の清掃、建物をするために作業車を出してるんですけども、それに係る収入という5万5千円ということで20万円あります。これは清掃を行うというか、建物を使っている方に負担していただいて収入を得てる部分でございます。

3 番 斎賀弘孝君

わかりました。

ではどこかの団体に部屋を貸して、その部屋の利用料とかが入ってきてるといことは、ここではないわけですね、どこにもないですか。

企画政策課長 角山隆一君

その費用ではございません。

議 長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第4号は、報告済みといたします。

ここで13時10分まで休憩します。

(11時48分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10 議案第1号「町道の認定について」の件を議題とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第1号「町道の認定について」、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

この度、認定しようとする路線につきましては、幌延37号線であります。

幌延37号線につきましては、国が進める一般国道40号天塩防災事業に関連し、道道稚内幌延線が切り替えられたことにより、旧道道稚内幌延線を区域変更として、廃止されることから、その一部を町が管理するため、町道として新たに認定するものであります。

新たに認定する路線幌延37号線は、起点を字幌延221番1地先から、終点を字幌延220番5地先までとし、路線延長を266.39mとするものであります。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議 長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号「幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第2号「幌延町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由を申し上げます。

本条例を改正する理由であります。所得税の改正と新たな過疎法の施行に伴う条例の改正等であります。所得税法の改正につきましては、令和2年12月23日に公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日から施行されましたことにより、公営住宅法施行令第1条第3号ホの寡婦（夫）控除の規定が寡婦控除とひとり親控除に改正されるものであります。

また、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効し、4月1日より過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、公営住宅法及び施行令の一部が改正されるものであります。

次ページをお開きいただきますとともに、お手元に配布しました新旧対照表も併せてご覧願います。

現行の条例第9条では、入居者の選考について定められておりますが、条文中の第5項中、20歳未満の子を扶養している寡婦を所得税法に規定する寡婦又はひとり親であって、20歳未満の子を扶養している者に改め、また、附則第7項中、過疎地域自立促進特別措置法を過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に名称を改めるものであります。

附則は、この条例は令和3年7月1日から施行するとしており、附則第7条の規定は令和3年4月1日から適用することとしております。

以上、議案第2号「幌延町営住宅の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号「幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

議案第3号 「幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が本年5月19日に公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードは地方公共団体情報シス

テム機構が発行し、その手数料を徴収することとなったことから、これまで規定していた条文を改正しようとする内容であります。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

個人番号カードの再発行手数料につきましては、これまで条例に基づき町が徴収しておりましたが、この度の法律改正により、発行主体は地方公共団体情報システム機構であることが明確にされ、同機構が行う手数料の徴収事務は、住所地市町村長に委託することができる規定の整備がされたことから、これらの規定が施行される令和3年9月1日以降は、従来どおり再発行手数料は徴収いたしますが、同機構からの受託による徴収へと位置付けが変わるため、別表第1に規定されている個人番号カードの再交付手数料について削除するとともに、すでに発行の手続きが廃止されている通知カードの再発行手数料につきましても、併せて削除するものであります。

次に附則であります、この条例は令和3年9月1日から施行することとしております。

以上、議案第3号「幌延町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号「幌延町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第4号 「幌延町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、先ほどの議案第3号とも多少関連がございますが、デジタル改革関連法が本年5月19日に公布されたことに伴い、関連する条文を改正しようとするものです。

それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

第25条第3項中、総務大臣を内閣総理大臣に改める改正につきましては、国は、デジタル関連法に基づき、令和3年9月1日付けで、新たにデジタル庁を設置することが決定されており、番号利用法関係の所掌事務や、情報提供ネットワークの事務などが総務省からデジ

タル庁に変更されることとなるため、総務大臣を内閣総理大臣に変更するものです。

同条同項中の、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に、それぞれ1号ずつ繰り下げる改正につきましては、関連法の整備により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律も改正されたことから、幌延町個人情報保護条例における法律の引用規定の改正を行うものです。

次に附則であります。この条例はデジタル庁の設置日となる、令和3年9月1日から施行することとしております。

以上、議案第4号「幌延町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第5号「令和3年度 幌延町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、地域交通体系の整備、高齢者等の日常生活移動支援、医療機器の更新に伴う国民健康保険診療所特別会計への繰出金、総合体育館に併設しているプールのトイレや更衣室等の改修工事に係る所要額など、緊急的な課題に対応するための予算を計上しております

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,288万8千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を45億2,688万8千円にしようとするものです。

第2項、第1表歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

はじめに歳入ですが、19款繰越金3,168万8千円の増、21款町債6,110万円の増などで、歳入合計9,288万8千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費411万7千円の増、3款民生費5,997万2千円の増、8款土木費289万2千円の増、10款教育費2,580万7千円の増などで、歳出合計9,288万8千円の増額補正です。

第2条地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

国民健康保険診療所の医療機器の更新により、医療機器等整備事業の地方債限度額30万円を5,820万円に、道路改良工事に伴う下水道管路改修事業の実施により、下水道施設改修事業の地方債限度額690万円を1,010万円に補正することとし、地方債限度額の合計は、5億4,420万円が6億530万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

10ページをお開きください。

2款1項7目企画費の地域公共交通運営事業では、地域交通体系の整備を図るため、地域交通システム導入業務委託料295万9千円、事業者貸出用タブレット端末やシステム管理用端末等の購入費として、一般備品60万3千円の新規計上です。

3款1項1目社会福祉総務費では、平成23年10月の町立診療所の開設時に整備したX線装置及びCT装置の更新等に要する経費に対して、国民健康保険診療所特別会計への繰出金5,809万4千円の増です。

また、先ほどの企画費で、ご説明しました、地域公共交通運営事業における、高齢者等の日常生活の移動支援、社会参加や生きがいがづくりの促進を図るため、高齢者等交通費助成事業181万8千円の新規計上です。

12ページをお開きください。

8款3項2目下水道費では、道路改良工事に伴う下水道管路改修事業の実施に要する経費に対して、下水道事業特別会計への繰出金289万2千円の増です。

10款1項3目教育振興費の児童生徒学力向上支援事業では、町内の児童生徒に対して、学習意欲の高揚と学力の向上を目的に、学習支援活動に取り組む、町内の任意団体等の安定的な運営を図るため、学習支援活動事業補助金180万円の新規計上です。

10款3項1目学校管理費の中学校総務費では、タブレットを活用したAI型ドリル教材の導入に要する経費で、初期導入の手数料33万円の増、7月以降のライセンス使用料31万5千円の新規計上です。

14ページをお開きください。

10款4項7目体育館費の総合体育館等感染症予防対策事業では、令和2年度予算において、令和3年度中の改修工事を見込んで実施した、総合体育館等改修工事実施設計業務に係る改修工事のうち、プール部分等の改修工事に要する経費として、総合体育館等改修工事2,300万1千円の新規計上です。

次に歳入ですが、8ページをお開きください。

19款繰越金では、収支不足の財源として、繰越金3,168万8千円の増です。

令和2年度決算見込みにおける繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が1億5千万円程度になることから、繰越金の当初予算額と今回の補正財源を除きますと、7千万円程度が今後の留保財源になると見込んでおります。

2 1 款町債につきましては、第 2 条地方債の補正で説明していますので省略いたします。以上、議案第 5 号「令和 3 年度幌延町一般会計補正予算（第 1 号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

1 1 ページの地域公共交通運営事業についてお尋ねします。

この委託料ですけど、委託先はどこになるのか、まず伺います。

それから、2 点目として、委託先が、システムが完成また導入することによって、現在の担当課、会計処理等でですね、残業等の負担軽減になるようなシステムが構築されるのは間違いないのかどうか、お伺いします。

3 点目に、委員会で資料として配られた資料の下のほうにですね、カードみたいなものがありました。そのカードには度数が書いてあって、目盛りがあってその度数によって利用者状況、利用状況を見るもんだと思っているんですけども。あのカードにですね。度数のカードに印をつける、穴を空ける。どちらかだと思うんですけども、その作業を行うのは誰でね。人が見て、高齢者が多く使うこのカード、自分が今どの位置にいるのか、どの位置ってというのは、5 段階刻みのカードでしたから、それが 3 なのか 2 なのか 1 なのか、はっきり分かるように高齢者が把握できるのかどうか、その点をお伺いします。

最後に、当初はとにかく動かしてやってみようということで、ニーズの把握をしたいんだということであったんですけども、ニーズの把握をするのであれば、このような委託とか、市内でタクシー券等を配って、一回タクシー券を利用して、そういう人たちが本当に必要としてるかどうかをやったほうが、早い結果が出たのではないかと思います、以上のことについてお伺いします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

まず委託先は、予算決定後に見積り合わせで行いますので、今何処ということには申し上げることは出来ません。

続きましてシステム導入に係る、こちらについては、システムの導入目的がこのシステムを行う中で、かなりの事務作業があるというようなことでしたので、これをデジタル化すれば、かなり手間が軽減できるよというようなことで、システム導入に踏み切ったということでございます。新しい業務ですので、仕事としてはオンされますけれども、極力、手間の少ない形でという想定で、今回予算を計上させていただきました。

次に、カードにつきましては、利用された際に、ドライバーさんがそこに穴あけていく形になるんですけども、残数がわかりやすいようにっていう部分については、カードをどのよ

うなレイアウトにしていくかっていうことを、ある程度考えてできてはいますけども、わかりやすいようにっていうようなことを留意して、カードのレイアウトを決めていきたいと思っています。

次にタクシー券の件ですが、こちらについてもどういった形で、地域交通をやっていけばいいのかという中で、地域交通の協議会ですとかそういったものを経て地域交通をやっていくよりは、既存のタクシーという手段を活用してやったほうが、利用、手間にしても省略できるのではないかという部分で、ハイヤーの助成というような制度で進めさせていただくことで、今回予算を上げております。

また前回の委員会でもお話してありますが、システムの構築にも相当時間かかる部分。あとこれからこの制度につきましては、企画政策課と保健福祉課の方でやっていくんですけども、その調整もお時間をいただいております。それで10月から運用できるようにということで、今回まずシステム構築の予算を上げさせていただきまして、本格運用に向けて詰めて行くというような状況でございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

委託先がまだ決まっておらず、これから見積り合わせで決めていくんだという話ですけどね、併せてね、今何件か委託先がきつと候補に挙がってるでしょう。挙がっていなかったらこんな話は出てこないし、こういうふうに進められない。

これで委託先が出来ないよと、ちょっと無理だと言うふうになってしまったらこの計画はどうなってしまうんですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

予算見積りの時点で参考の見積りをいただいております。

その中にはこのシステムの仕様も見た上で、いくらでできるかというもので、費用を算定していただいております。それをもって予算化しておりますので、その心配は少ないのではないかと思います。

それと先ほどのお答えした中で、カードの残数については、ドライバーさんに車内に搭載されるタブレットにもですね、残数が分かるようなシステムになってますので、そういったものを見てもらいながらということで、複数の方法で残数を確認するっていう手法をとっております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

次にですね、もう1点お伺いしたいことがあります。

13ページの児童生徒学力向上支援事業であります。この補助金180万のことについてお伺いします。

その地域の任意団体という説明がありましたけど、地域の任意団体の正式名称は何という団体なのかお伺いします。

それでその任意団体の会員は現在、その児童生徒が会員なのか、それとも児童生徒の親が会員なのか。会員数が何人なのかお伺いしたいと思います。

またその会員は、その任意団体を運営するに当たって、年会費等を納めているのではないかと推測されるんですが、年会費等は一体1人会員いくら納めて、総額収入はいくらの収入

を持っているのかお伺いします。

また、この任意団体は教育委員会さんに、いつ支援の要請にこられて、今回の予算計上に至ったのかお伺いしたいと思います。

支援内容について、最後、3つ目伺います。

外部講師に関わる経費の支援ということですが、実際には1回当たり、講師の謝礼金はいくらかかることになるのかお伺いします。

また、同じページにある学校支援事業の普通旅費19万2千円。これは講師の交通費なのか、それとも別ものなのかお伺いします。

教育次長 伊藤 一 男 君

齋賀議員のご質問にお答えいたします。

地域の学習支援活動を行っている団体につきましては、幌延ラーニングサポートクラブという団体でございます。

こちらのほうにつきましては、あと会員さんですけれども、児童生徒が会員になっておりまして、現在、小学5年生から中学3年生までで17名ということで確認しております。

それから、年会費の関係ですけれども、中学生につきましては、月額で1万3,200円。それから小学生につきましては、月額1千円ということで伺っております。

それから講師の1回当たりということですが、こちらのほうにつきましては、基本額が月額20万円。そのほかに交通費が加算されるというようなことでございます。

最後、予算の関係。学習支援事業の普通旅費のところの関係ですが、こちらのほうは講師に係る部分の学習支援活動事業のほうとは別の予算でして、こちらのほうにつきましては、当初予算で見させていただいております地域おこし協力隊員の採用に伴う、赴任旅費。それから移転料等について、今回補正のほうで19万2千円上げさせていただいております。

あと、サポートクラブからの相談ということなんですけれども、今回、3月定例議会後にサポートクラブのほうから、支援のほうのご相談のほうを受けておりまして、そこから今回の補助制度を検討して、今回補正で上げさせていただいたという流れになっております。

3 番 齋賀 弘孝 君

幌延町全町でやるんだという委員会での報告だったんですけど、実際は幌延の小学校と幌延の中学校が対象で、幌延小学校108名、幌延中学校51名がいるんですよ。先ほどの教育行政報告書に生徒の人数、児童の人数が書いてありますから、それを拾うとその人数になるんですよ。

そのうち入っている生徒が、正式団体名称が幌延町ラーニングサポートクラブ。これに入っているのが、児童生徒合わせて17名だよと。

会費が小学生ひと月ですねこれ、1千円というのはね。ひと月1千円。それで生徒が1万3千円ひと月。だから総額いくらなのかをまず改めてお伺いします。

で、ですね、その団体が17名の会員がいるラーニングサポートクラブ。これ活動場所は一体どこなのかお伺いしたいと思います。

ラーニングサポートクラブっていうのは宗谷総合振興局管内子供の居場所づくりの中にも出ていますね、幌延町では幌延ラーニングサポートクラブ。毎週火曜日から木曜日19時

から8時30分まで活動してると。内容は学習支援だよと。

運営主体は、先ほど言ったその任意団体の方々がやってるっていいんですね。運営主体はね。

そこでお伺いしたいのは、改めて、場所はどこでやるかも聞くんですけども、補助金の算定基礎の運営費は317万1千円かかるというふうになってます。この中身がどうなってるのかっていうのを知りたいんです。

先ほど17名の会員が年会費をそれぞれ納めても、僅かな金額なんですけども、その会員の総会費による総収入から差し引いて、残りが317万1千円なのか。それとも会費収入、会員の年会費収入とか全く考えないで317万1千円かかるから、それを算定の基礎にしたということなのかお伺いします。

またですね、3月の定例会後に団体が来て要請をしたと。そして6月の定例会に今あがってくる。早い対応で、とてもいいことだと思います。また、ちゃんときちんと、こういうふうに数字も出してきてんだから本当に早く、素早い対応でよかったなと思っておりますが、教育委員会はずいぶんこの要請を快く引受け、今回予算計上したのか改めて伺います。

次長、教育長の考える幌延町教育構想に何か当てはまるものがあつたのか。それともまたは第7次社会教育中期計画の目指す姿のどこかに、この任意団体の考え、要請が当てはまつたのか。それをお伺いしたいと思います。

3点目に幌延町学校児童生徒学力向上支援事業は、3月の予算時点で、計上時点で漢字検定と英語検定の検定料補助だけだった。これにさらに今回の人材確保に関わる経費の一部を公費補助制度を新たに創設して今予算計上しました。

今回は9ヵ月分だけの予算計上ですが、来年度からは永久的に12ヵ月分240万。計上されていくのか伺います。

教育次長 伊藤 一 男 君

議員のご質問にお答えいたします。

まずは場所ですけれども、現在サポートクラブ活動しているのは、産業地域振興センターの3階の事務室を使用して、活動をしているところです。

それから、今年予算の関係ですけれども、保護者負担で137万円程度を予算で見込んでおまして、今回、町の補助金と合わせて317万1千円という形になります。

教育長 木澤 瑞 浩 君

議員の2番目3番目のご質問にお答えしたいと思います。

地域の任意のボランティア団体の取組はですね、地学協働の活動の取組であり、各市町村に誇れる取組だと私は自負しております。

今回の補正予算は、講師に関わる経費の一部を補助させていただくものなんですけども、本町は町長がおっしゃってるように、民意の力、町民の力でまちづくりを重視しておりますので、学習意欲のある子供たちの育成にご尽力をいただいておりますラーニングサポートクラブの活動をですね、その状況に応じて、今後も支援していきたいと考えております。ただ、3月議会の後に今回、お話をいただいて、具体的に今回補正を上げていただきましたので、予算の中に入れられなかったのは、申し訳ないとは思っております。

ただあと経費のことなんですけども、近隣町村の状況を、契約によっても違うんですけども、天塩町であれば公設民営塾で1,300万円ほど。それから豊富町では公営公設塾ということで700万円ほど計上していると、ちょっと情報を聞きました。

それで、なぜ本町公設塾をしないのかというよりも、町長から教育委員会のほうに指示事項で公設塾等についても、今後学習向上に対する施策を考えていきなさいという指示が出ております。

そういう中で、このような要望も出てきていましたので、私はいいい取組だなと前から思っていましたので、支援をさせていただくことにしました。

ご承知のとおり学習塾。他のように民間委託すればですね、現在はかなり開設可能になっております。民間大手もですね、公設塾と聞くと、やはり生徒数に関係なくですね、安定的に収入や経費等が見込めますので、契約内容によりますが、地方団体が行う公設塾には協力的になってきました。

ただ、3月にも申しましたが、塾イコール学力向上とは言い切れませんので、幌延の子供たちの学習の基礎学力の定着を高めるためには、学校教育の充実が、さらに図っていくことが必要かなと思っております。

先ほど漢字検定、それから英検と、そのほかに学習支援ということで、学校支援ということで予算計上をさせていただいておりますけども、それでまだ応募は来てないんですけども、地域おこし協力隊による学習支援事業の中で、放課後学習やタブレット端末等を活用した家庭学習ですね、担っていただき、その後、学校外での学習活動のコーディネートできる人に育ってくればなと考えております。

ただ、まだ応募が来てませんので、何ともこのところは言えませんが、公設塾を開設するにしても、運営するにしても、マンパワーが重要です。今後、もちろん、現在の幌延ラーニングサポートクラブへの支援もまた、それとの連携も踏まえた活動ができればと思っております。

よろしく願いいたします。

教育次長 伊藤 一男 君

それからまた斎賀議員の質問ですけれども、今後、継続というようなところでお話がありましたけれども、今年度につきましては9ヵ月分ということで180万円ということでございます。こちらのほうは算定基礎が、事業費の、補助率が7割に設定しております、上限を年間運営月数掛ける20万円ということですので、4年度については12ヵ月分ですので、上限が20万掛ける12ヵ月分という形にはなろうかと思いますが、こちらの上限があるものですから、サポートクラブのほうと話をしている中で、クラブ自体がやはり中学生が一定程度そろわないと、クラブとして運営していけなくなるということで、難しいということですので、一定以上集まらなかった場合については、事業等の形態等の見直しが必要に今後なってくるかなというところがございます。

ずっとこの額をといるところにつきましては、今後講師の関係についてもですね、教育長のほうからもありましたけども、協力隊のほうでお願いするようなことも視野に入れながら、経費がかからなくて済むのであればそれに越したことはありませんので、そのようなことも検

話しながら、運営を支援していきたいと考えてございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

ラーニングサポートクラブ。このラーニングサポートっていうのを、どういう意味かっていうと、特定の児童生徒に追加の学習サポートを提供するという意味なんだそうです。特定の児童生徒に追加の学習サポートを支援するという意味なんですね。これ私の認識がこれ間違っていないか、ちょっと先にお伺いしたいと思います。

それとですね、3月の定例会後に来て、今上げることに申し訳ないっていう話だと。私は3月の定例会に上げろと言ってるんじゃないで、3月の定例会後に来てもいいんですよ。そのあとにもう4月、5月、今回の6月という僅か2ヵ月ちょっとの間にね、話を任意団体の人と密に練って、このような数字を計上してきたことに、素早い対応だったなというふうに私は言ってるだけです。

午前中の一般質問で町長の答弁にもありました。自助、公助、共助の面から話をして、その角度から伺います。

任意団体がですね、今、教育長が言われた、次長言われたとおり、中学生がいないと、会費が1万3,200円。これが多分不足するから大変だということになるんでしょう。

教育委員会に相談に来たときに、外部講師が欲しいんだと。自分たち任意団体はこれだけの年会費を集めて収入をふやして、外部講師を確保したいんだけど、全く不足でニーズにはこたえられないと。だからそのニーズ、利用者のニーズに応えるために、金銭的支援をですね、はっきり言って。金銭的支援を要請して、委員会が了解して今回予算計上したわけですよ。だから、会費を少しでも高くして、自分たちも努力しようとしたかどうかを伺いたいと思います。

あ努力したのか。先ほど137万の予算だということを次長お話ししてました。137万っていうのは今までも137万。今年度も137万なんですか。その辺をどんだけ努力したのかお伺いしたいと思います。なぜそれを聞くかという、今後、このように上幌延地区であろう。下沼地区であろう。問寒地区であろう。あちらこちらの地区からですね。会費はこっだけしか集められないけども、子供たちにね、児童生徒に、学習意欲をそそるために外部講師を依頼したいんだと。だから教育委員会さん、何とか自分たちはこっだけ努力してるんだから、教育委員会さんお願いしますよ。

町にある任意団体、ラーニングサポートクラブを応援してる人、私たちも応援してくださいよと言ったことが起きた場合、教育委員会はそれぞれの地域の声に耳を傾けて、早い対応でこういうふうに金銭的援助していただけるのかどうか。

町内子供たち、平等にですよ、特定の児童生徒じゃなくて、町内の児童生徒がみんな同じように、環境にあるようにしてくれるのかどうかお伺いします。

この今回の公費補助に対して、規約とか規定とか約束事は決めなかったのかどうかお伺いしたいと思います。なぜならば、外部講師が来る回数によって、先ほども聞いたんですけども、1回につき2万円だという話ですけども、本当に2万円なんですか。本当は3万ぐらいかかるんだけど、そこを2万円にしたのかどうか。2万円という数字はどっから出てきたのか改めてお伺いします。

ですから私の言いたいのは、以上のようなことなんですけども、教育長さんの答弁をお願いします。

教育長 木澤瑞浩君

まず1点目のラーニングサポートの名前についてですけども、私ちょっとそこまで調べきれなくて申し訳ないんですけども、今のお話を聞く中では、抑えようとしては、幌延町の子供たちということで抑えられるかなと考えました。

ただ、今後、ラーニングサポートクラブの方にこの名称のつけた由来っていうか、ことについてお聞きしたいなと思いますので、今回はお許してください。

それから地域平等ということですが、私は今後もそれらのお話が来れば話を真摯に受けたいと思っております。ただ内容によっては、また資料等によっては、そこでかなり協議しなければいけないなと思っております。

それから、今回、そのような2万円とつけたのかということに関しましては、私どもこの学習支援事業運営補助金交付要綱というのものを作成しまして、今後、教育委員会等にかけて、決め事、その回数や金額について図っていきたいなと思っております。

それからすいません、もう一つですけども、会の自助ですね。これは会のほうからですね、アンケート等をとった内容等も見せていただいて、特に中学生では、要するに塾の専門の先生からですね、全面的な協力を得て、例えば夏、冬期講習会等で、行った結果、中学生の学力が向上したという結果や、あと金銭面的なことあんまり言いたくないんですけども、これ以上現状の月の、要するに会費ですか。これ以上、上がるとちょっと苦しいなということもお聞きしております。

そのような会でも、自分たちの自助努力っていうか、状況を踏まえた実績を、私のほうにお話はいただきました。それをもとにこのような、今回の予算計上に至っております。

よろしく願いいたします。

教育次長 伊藤一男君

お答えいたします。

こちらのほうは現在、出てきているものについては今年度の予算ということで、その年によって、集まる生徒数等が違ってきますので、その年度によって金額は動きますが、令和3年度については、先ほど言った人数の方々が集めた会費ということで、見込みの額がその金額という形になります。

それから受講料につきましては、もともとスタートの時点では、もうちょっと安かったというお話を聞いてまして、その中でなかなか運営していけないということで徐々に値上がりしてきたと。そして今の金額という形で運営してきたというところで聞いております。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

3 番 斎賀弘孝君

その317万の中身はどうなってるかって1番最初に聞いたやつはどうなったんですか。

教育次長 伊藤一男君

317万円、収入のほうですか。

317万円の内訳。保護者負担137万1千円から317万1千円差し引いた180万円補助金としてますが、クラブのほうで317万1千円のうち、300万円程度が塾の講師のほう、先生のほうにいくというようなことでございます。

議長 長 高 橋 秀 之 君
わかりましたか。

(斎賀議員「わからない」)

もう一度、説明していただきます。

教育次長 伊 藤 一 男 君

317万1千円につきましては。内訳ですか。

今回補助率の関係で、運営経費の70%を上限に、7割という補助率を設定しました。上限を20万円掛ける年間運営月数ということで、こちらのほう講師の謝金の基本額が20万ということで、これの運営月数を算定上限という形にしたので、今回9ヵ月、7月から3月までの9ヵ月分ということで、20万掛ける9ヵ月の180万円が補助金の額です。

算定につきまして、7割ですと317万1千円掛ける70%で、本来、満度でいけば221万9,700円となりますが、こちらのほう、上限を設定してますので、180万円ということで、上限額いっぱい180万円を補助したところです。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

最後、分かるんですよ。70%で、その上限が何ぼってのはね、最初に出てきた317万1千円ですよ。どうしてここにいきなり317万って出てきたんですかと。運営経費が317万1千円かかりますと書いてあります。令和3年度運営経費317万1千円かかります。書いてますよね。その運営経費の317万1千円の中身を知りたいと言ってるんです。

教育次長 伊 藤 一 男 君

こちらのほうにつきましてはサポートクラブのほうから予算見積りということで上がってきてまして、運営に係る事務費ですとか、それから、指導に使う図書代ですとか、募集に係る郵送料ですとか、その辺、あとは講師に支払う報酬と旅費分とにつきまして、合わせて317万1千円という形になってます。

議長 長 高 橋 秀 之 君

金額はよろしいですか。中身の金額はいいですか

(斎賀議員「いいです」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

先ほどその学習支援活動事業の317万1千円の中身についてお聞きしました。

大体わかりました。

ただ、教育次長の説明の中で、会場として産業振興センターを3階使ってるというお話がありました。3階使っているその使用料というのは払われないんですか。

先ほどのトナカイ観光牧場の報告でも、その他収入20万の中にそれは入ってなかったんです。

無料で使ってるんですか、無料で使うようにしてるんですか。それとも漏れているんですか。いくら利用料払ってるなら、払ってるのか。またこっちがそれとも抜けていたのかお聞きします。

教育次長 伊藤 一 男 君

議員のご質問にお答えいたします。

こちらのほうは令和2年の6月から、こちらの施設のほうを使うように申請がありましたので、コロナの関係があって当初学習センターのほうでやってたんですけども、感染対策等もございましたので、手狭になるということで、令和2年の6月から、こちらの振興センターのほうで活動が続けることになりまして、こちらのほうは委員会のほうで後援団体という形になってますので、委員会のほうに申請がありましたので、委員会のほうでこちらのほう使用をさせていただくような手続で、使用料のほうは町持ち、減免という形でございます。

なのでサポートクラブのほうについて、使用料はかかっていないと。減免措置で減免されているということでございます。

議 長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで14時25分まで休憩します。

(14時09分 休 憩)

(14時25分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15 議案第6号「令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川 実樹 君

議案第6号「令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)」につい

ての提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策としての診療所感染防止緊急対策事業実施のタイミングに併せ、既に耐用年数を経過し、更新時期を迎えているCT装置の更新とX線一般撮影装置の整備等に係る予算を調製するものであります。

1 ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,809万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、4億2,495万3千円にしようとするものであります。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8 ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目診療所費の医療機器等整備事業は、平成23年度の診療所新築時に整備し、既に耐用年数を過ぎ、更新時期を迎えているマルチスライスCT装置の更新と、X線一般撮影装置及び空調設備を整備するもので、医療器械器具費で5,790万円を新規計上しようとするものです。

また、医療用備品として、増設する発熱外来用診察室で使用する机及び椅子の購入費用として19万4千円を新規計上しようとするものです。

次に歳入ですが、6 ページをお開きください。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、この度の補正の調整により5,809万4千円を増額補正しようとするものです。

以上、議案第6号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出、一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

先日のまちづくり常任委員会でも、この整備事業に係る説明があったんですけども、何点か確認し忘れたことがあるのでお聞きしたいと思います。

発熱外来の診察室については、減圧等を行うような整備はしなくて、備品の整備だけなのかということと、この発熱外来の考え方について、今後も発熱外来という診察室をずっと続けていくのか。それともこのコロナの状況をみながら、落ち着いてくればこの発熱外来というものを、この場所をやめるのかということとは現時点では考えはあるのでしょうか。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

お答えいたします。

まず1点目の発熱外来診察室の減圧の有無についてですけれども、これは院長とも相談いたしましたので、そこまでは必要ないだろうなということで。換気ができますし、エアコンも付ける予定ですので、それに対応できるであろうということで、減圧までは設けないことにいたしました。

次に2点目の今後も発熱外来として使っていくのかということですが、この感染症、コロナウイルスですとか、インフルエンザだとかの発熱にもこういった診察室は使えますので、感染症対策のための診察室として、今後も専用診察をする場として使っていきたいなというふうに考えております。

7 番 西 澤 裕 之 君

症状として発熱があった場合は、発熱外来に行かなきゃならないということだと思っておりますが、コロナが落ち着いたときにですね、治療薬も出て、ワクチンもそれなりに打ち、治療薬も出た後も、発熱があった場合は必ずこの発熱外来に行かなきゃならないというふうに、今後もそういうふうに想定しているというふうに思っているということですか。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

今のところそういう考えでおります。

自分このコロナっていうのは急に終息しないんじゃないかなというふうに見ておりますし、今後もインフルエンザ等、やっぱり一般外来と発熱患者っていうのはしっかり分けなければ、院内感染っていうことを考えますと、しっかり動線を分けて感染を防止するということが必要ですので、当面は分けて使いたいなというふうに考えておりますけれども、数年後ですね、また状況が変わってですね、別な用途に使わなければならない状況が生じた場合には、やっぱりその時点で考えなければならないなというふうに思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号「令和3年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

議案第7号「令和3年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由を申し上げます。

このたびの補正の主な要因は、本年4月の介護保険制度改正及び報酬改定に伴い、居宅介護支援事業所で使用しております給付請求用電送ソフトウェアを更新する必要があることから、制度改正などに対応したソフトウェアを導入するための経費について調整するものであります。

1 ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に6万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,006万円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定は現行予算額どおりの2億3,191万6千円で介護サービス事業勘定が814万4千円となります。

第2項の、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事業別明細書により、その概要をご説明いたします。

8 ページをお開きください。

介護サービス事業勘定の歳出ですが、2款1項1目介護支援事業費の需用費で、制度改正などに対応した電送用ソフトウェア購入経費6万円の増額です。

次に、歳入であります、6 ページにお戻りください。

2款1項1目一般会計繰入金で、このたびの補正の財源調整により6万円の増額です。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入・歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入・歳出、一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号「令和3年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第8号「令和3年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案

理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、施設整備費の増額であります。

1 ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,164万2千円を増額し、歳入歳出の総額を2億774万3千円にしようとするものであります。

第2項の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、6 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります。4 ページをお開き願います。

起債対象事業の施設整備費が増額となりましたので、下水道事業債の下水道施設改修事業の限度額690万円を1,020万円とし、330万円を増額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。

10、11 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費の一般職給料23万円、共済組合負担金7万円並びに借上料5万4千円の減は起債対象事業費の増額により、事業費支弁分として減額補正するものであります。

3 目施設整備費の一般職給料23万円、共済組合負担金7万円の増は、起債対象事業の増額により事業費支弁分として増額補正するものであり、委託料につきましては、下水道管の改修に係る地質調査を伴う事を目的に下水道管路改修工事地質調査業務1,164万2千円を新規に計上するものであります。借上料5万4千円の増は起債対象事業の増額により事業費支弁分として増額補正するものであります。

次に歳入であります。8、9 ページにお戻り願います。

3 款 1 項 1 目下水道費国庫補助金545万円の増は、歳出予算で新規に計上いたしました下水道管路改修工事地質調査業務について、国の社会資本整備総合交付金の対象事業となることから増額となるもので、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金の増は、歳出予算の増額補正に伴い、繰入金が増額となるものであります。

7 款 1 項 1 目下水道事業債の下水道施設改修事業につきましては、第2表地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第8号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、「歳入・歳出」を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、「歳入・歳出」、一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第1号「幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題とします。

発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

4 番 植 村 敦 君

発議第1号「幌延町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由を申し上げます。

全国町村議長会では、去る令和3年2月9日開催の都道府県会長会において、標準の町村議会会議規則の一部を改正することが決定されました。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産について、母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

なお、附則であります。この規則は公布の日から施行することとしております。

以上、発議第1号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、発議第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第19 発議第2号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、本日

より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項、事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修、各常任委員会等の調査研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第20 発議第3号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和3年6月2日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和3年第4回幌延町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(14時45分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 3番 斎賀弘孝

署名議員 4番 植村 敦

以上、記録する。

主 事 満保希来